

1-3

産前産後休業中・育児休業中の保険料免除等について

『産前産後休業保険料免除申出書』
『育児休業等保険料免除申出書』
『産前産後休業終了時報酬月額変更届』
『育児休業等終了時報酬月額変更届』

産前産後休業(以下「産休」という)、育児休業または育児休業の制度に準ずる措置による休業(以下「育児休業等」という)をしている被保険者を使用している事業主が、当組合に申し出るにより、その被保険者の保険料(被保険者負担分と事業主負担分)の免除が受けられます。また、産休や育児休業等の終了後、通常の随時改定とは異なる特別な方法で標準報酬月額を改定することができます。

1. 産休中の保険料免除等について

(1)産休とは

出産日以前 42 日(多胎妊娠の場合は 98 日)から出産日後 56 日までの間で、妊娠または出産に関する事由により労務に従事しないことをいいます。出産が出産予定日後であるときは、出産予定日から出産日後 56 日までの間となります。また、出産とは妊娠 85 日(4 ヶ月)以上の分娩をいい、早産、死産、流産、人工妊娠中絶を含みます。

(2)対象となる方

産休中の被保険者

(3)保険料の免除期間

産休期間中(開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで)
育児休業等の期間と産休期間が重複する場合は、産休中の保険料免除が優先となります。

(4)申出方法

産休中の保険料免除に関する申出は、全て「産前産後休業保険料免除申出書」の提出により行います。

① 産休を取得したとき

産後休業中に申出書(1-3-4 参照)を「新規」としてご提出ください。

または、産前休業開始後すぐに申出書(1-3-5 参照)を「新規」としてご提出いただき、出産予定日と出産日が異なった場合、産後すみやかに申出書(1-3-6 参照)を「変更」としてご提出いただくことも可能です。

(出産日が出産予定日と異なった場合、勤務表を添付してください)

② 産後休業終了日を繰り上げた場合

産後休業終了後すみやかに申出書(1-3-7 参照)を「終了」としてご提出ください。

※産休中に被保険者が資格喪失したときには、終了に係る申出は必要ありません。

(5)保険料免除の通知

申出書によりその被保険者が保険料免除の対象者であることを確認後、「産前産後休業取得者確認通知書」で事業主宛に通知します。申出書により予定日前に終了したことを確認したときは、「産前産後休業取得者終了確認通知書」で事業主宛に通知します。ただし、被保険者の資格喪失に伴い終了予定日前に産休を終了したときには、通知はありません。

(6)産休終了後の標準報酬月額の変更

産休終了日の翌日の属する月以後3ヶ月間の報酬(支払基礎日数が17日未満の月を除く)の平均を報酬月額として算出した標準報酬月額が、休業時点の標準報酬月額と1等級以上の差が生じた場合、本人の申出により標準報酬月額を改定することができます。「産前産後休業終了時報酬月額変更届」(1-3-8 参照)を提出してください。

※通常の随時改定とは異なり、固定的賃金の変動がない場合や、支払基礎日数が17日未満の月がある場合、等級差が1等級のみの場合でも改定ができます。ただし、3ヶ月とも支払基礎日数が17日未満の場合は改定できません。(パート等の短時間労働者は、支払基礎日数が15日以上の方があればその月を計算の対象として改定することができます)

※産休終了日の翌日に引き続き育児休業等を開始している方の産休後改定はできません。(育児休業終了時改定の対象となります)

2. 育児休業中の保険料免除について

(1)対象となる人

- ①1歳に満たない子を養育するための育児休業をしている被保険者
- ②1歳から1歳6ヶ月に達するまでの子を養育するための育児休業をしている被保険者(特別な事情がある場合に限ります)
- ③1歳6ヶ月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業をしている被保険者(特別な事情がある場合に限ります)
- ④1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業をしている被保険者(事業主制度により育児休業を取得できる場合に限ります)

(2)保険料の免除期間

育児休業等の期間中

(育児休業等を開始した月から育児休業等を終了した翌日の属する月の前月分まで)育児休業等の期間と産休期間が重複する場合は、産休中の保険料免除が優先となるため、産休を開始した日の前日を育児休業等の終了日とすることになります。この場合、育児休業等の終了についての届出は不要です。当組合からの通知書の発行もありません。

(3)申出方法

育児休業中の保険料免除に関する申出は、全て「育児休業等保険料免除申出書」を提出することにより行います。

- ①育児休業等を開始したとき
申出書(1-3-9, 1-3-10 参照)を「新規」として提出してください。
- ②育児休業等を延長したとき
延長期間開始後、申出書(1-3-11 参照)を「延長」として提出してください。
- ③育児休業等を予定より早く終了したとき
育児休業等終了後すみやかに、申出書(1-3-12 参照)を「終了」として提出してください。

※上記(1)①～③の育児休業を取得するごとに、申出が必要となります。それぞれの休業期間中に申出を行ってください。

※育児休業中にその被保険者が資格喪失したときには、終了に係る申出は必要ありません。

(4)保険料免除の通知

申出書によりその被保険者が保険料免除の対象者であることを確認後、「育児休業等取得者確認通知書」で事業主宛に通知します。予定日前に終了したときには、「育児休業等取得者終了確認通知書」で事業主宛に通知します。ただし、被保険者の資格喪失に伴い終了予定日前に育児休業等を終了したときには、通知はありません。

(5)育児休業等の終了時の標準報酬月額の設定

育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3ヶ月間の報酬(支払基礎日数が17日未満の月を除く)の平均を報酬月額として算出した標準報酬月額が、休業時点の標準報酬月額と1等級以上の差が生じた場合、本人の申出により、標準報酬月額を改定することができます。「育児休業等終了時報酬月額変更届」(1-3-13 参照)を提出してください。

※通常の随時改定とは異なり、固定的賃金の変動がない場合や、支払基礎日数が17日未満の月がある場合、等級差が1等級のみの場合でも改定ができます。ただし、3ヶ月とも支払基礎日数が17日未満の場合は改定できません。(パート等の短時間労働者は、支払基礎日数が15日以上のある月があればその月を計算の対象として改定することができます)

※育児休業等終了日の翌日に引き続き産休を開始している人については、育児休業等終了時の改定できません。

1. 適用関係

産前産後休業保険料免除申出書（産休を取得したとき）

健康保険

産前産後休業保険料免除申出書
新規/変更（終了）

出産後に初めて提出する場合

令和 年 月 日提出 ← 提出日を記入。

事業所整理記号 1 0 1 ← 保険証の記号を記入（右詰め）。

事業所所在地 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

事業所名称 ○○○○株式会社

事業主氏名 代表取締役 ○○○○

電話番号 04 (2926) ○○○○

受付印

常務理事 事務長

保険証の番号を記入。

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.変更・B.終了の必要項目を記入してください。

① 被保険者整理番号 12345 ② 所 属 運輸部 所沢駅管区

③ 被保険者氏名 西武 ④ 被保険者生年月日 9.令和 0 2 0 7 1 5

⑤ 出産予定年月日 9.令和 0 4 1 1 2 0 ⑥ 出産種別 0. 単胎 1. 多胎 ※出産予定の子の人数が2人（双子）以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください。

⑦ 産前産後休業開始年月日 9.令和 0 4 1 0 0 5 ⑧ 産前産後休業終了予定年月日 9.令和 0 5 0 1 1 0

⑨ 出生児の氏名 西武 ⑩ 出生年月日 9.令和 0 4 1 1 1 5

⑪ 備考

以下の⑨～⑩は、この申出書を出産後に提出する場合のみ記入してください。

産休の終了予定年月日を記入。遅くともこの日までには提出。

出産日が出産予定日と異なった場合は勤務表を添付。

出産（予定）日・産前産後休業終了（予定）日を変更する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 変更

⑫ 変更後の出産（予定）年月日 9.令和 年 月 日 ⑬ 変更後の出産種別 0. 単胎 1. 多胎 ※出産予定の子の人数が2人（双子）以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください。

⑭ 産前産後休業開始年月日 9.令和 年 月 日 ⑮ 産前産後休業終了予定年月日 9.令和 年 月 日

予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了

⑯ 産前産後休業終了年月日 9.令和 年 月 日

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』（当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄に記入）を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日が変わります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』（当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄に記入）を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

1. 適用関係

産前産後休業保険料免除申出書（出産日の前に提出する場合）

健康保険

産前産後休業保険料免除申出書

新規/変更（終了）届

出産前に提出する場合

令和 年 月 日提出

提出日を記入。

事業所整理記号

1 0 1

保険証の記号を記入（右詰め）。

事業所所在地

〒 359 - 0037

埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

事業所名称

〇〇〇〇株式会社

事業主氏名

代表取締役 〇〇〇〇

電話番号

04 (2926) 〇〇〇〇

受付印

常務理事	専務理事	代表取締役

保険証の番号を記入。

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.変更・B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄（取得申出）	① 被保険者整理番号	12345		② 所 属	運輸部 所沢駅管区									
	③ 被保険者氏名	西武 鉄子				④ 被保険者生年月日	5 昭和 7 平成 9 令和		0 2 0 7 1 5					
	⑤ 出産予定年月日	9 令和		0 4 1 1 2 0		⑥ 出産種別	0. 単胎 1. 多胎 ※出産予定の子の人数が2人（双子）以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください							
	⑦ 産前産後休業開始年月日	9 令和		0 4 1 0 1 0		⑧ 産前産後休業終了予定年月日	9 令和		0 5 0 1 1 5					
	⑨ 以下⑨～⑪は、この申出書を出産後に提出する場合のみ記入してください。													
	⑨ 出生児の氏名					⑩ 出産年月日	9 令和							
	⑪ 備考													

この日までに提出できない時は産後に新規で提出。

産休の終了予定年月日を記入。遅くてもこの日までは提出。

産休の開始年月日を記入。この日以降速やかに提出。

出産（予定）日・産前産後休業終了（予定）日を変更する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 変更	⑫ 変更後の出産（予定）年月日	9 令和				⑬ 変更後の出産種別	0. 単胎 1. 多胎 ※出産予定の子の人数が2人（双子）以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください							
	⑭ 産前産後休業開始年月日	9 令和				⑮ 産前産後休業終了予定年月日	9 令和							

予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑯ 産前産後休業終了年月日	9 令和			
-------	---------------	------	--	--	--

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』（当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄に記入）を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日に変更になります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』（当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄に記入）を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

1. 適用関係

産前産後休業保険料免除申出書

(出産日の前に提出を行い、出産予定日と出産日が異なった場合)

健康保険 産前産後休業保険料免除申出書 新規/変更 (終了) 届

出産前に提出した出産予定日から
出産日がずれた場合の変更届

提出日を入力。
提出日を記入。

令和 年 月 日 提出

事業所整理番号 1 0 1

事業所所在地 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

事業所名称 ○○○○株式会社

事業主氏名 代表取締役 ○○○○

電話番号 04 (2926) ○○○○

保険証の記号を記入 (右詰め)。

出産予定日と出産日が同じ場合は提出の必要はない。

受付印

常務理事 事務長

保険証の番号を記入。

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.変更・B.終了の必要項目を記入してください。

① 被保険者整理番号 12345 ② 所 属 運輸部 所沢駅管区

③ 被保険者氏名 西武 ④ 被保険者生年月日 令和 0 2 0 7 1 5

⑤ 出産予定年月日 令和 0 4 1 1 2 0 ⑥ 出産種別 0. 単胎 1. 多胎

⑦ 産前産後休業開始年月日 令和 0 4 1 0 1 0 ⑧ 産前産後休業終了予定年月日 令和 0 5 0 1 1 5

以下の⑨～⑪は、この申出書を出産後に提出する場合のみ記入してください。

⑨ 出生児の氏名 西武 ⑩ 出生年月日 令和 0 4 1 1 1 5

⑪ 備 考

◎ 出産日が予定日より早まった場合は産休開始日もその分早まり終了予定日も早まる。
◎ 出産日が予定日より遅れた場合は元々の産休開始日は変わらず終了予定日はその分後ろにずれる。ただしどちらも勤務状況が優先される。

出産日が出産予定日と異なった場合は勤務表を添付。

出産 (予定) 日・産前産後休業終了 (予定) 日を変更する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 変更

⑫ 変更後の出産 (予定) 年月日 令和 0 4 1 1 1 5 ⑬ 変更後の出産種別 0. 単胎 1. 多胎

⑭ 産前産後休業開始年月日 令和 0 4 1 0 0 5 ⑮ 産前産後休業終了予定年月日 令和 0 5 0 1 1 0

遅くともこの日までに提出。

予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了

⑯ 産前産後休業終了年月日 令和

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』（当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄に記入）を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日が変更になります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』（当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄に記入）を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

1. 適用関係

産前産後休業保険料免除申出書（産後休業終了日を繰り上げた場合）

健康保険 新規/変更（終了）届		産休終了日を繰り上げた場合
令和 年 月 日提出		労働基準法(第65条第2項において、事業主(使用者)は産後8週間を経過しない女性を終業させてはならないと定めている。ただし産後6週間を経過した女性が請求した場合で医師が支障ないと認めたときは業務に就かせることができる」とされている。
事業所整理記号 1 0 1		
事業所所在地 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1		
事業所名称 ○○○○株式会社		
事業主氏名 代表取締役 ○○○○		
電話番号 04 (2926) ○○○○		常務理事 事務長

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.変更・B.終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄（取得申出）	① 被保険者整理番号	12345		② 所 属	運輸部 所沢駅管区											
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) セイブ (氏) 西武		(名) テツコ 鉄子	④ 被保険者生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	0	2	0	7	1	5				
	⑤ 出産予定年月日	9.令和	0	4	1	1	2	0	⑥ 出産種別	0. 単胎 1. 多胎	※出産予定の子の人数が2人（双子）以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください。					
	⑦ 産前産後休業開始年月日	9.令和	0	4	1	0	0	5	⑧ 産前産後休業終了予定年月日	9.令和	0	5	0	1	1	0
	以下の⑨～⑩は、この申出書を出産後に提出する場合のみ記入してください。															
	⑨ 出生児の氏名	(フリガナ) セイブ (氏) 西武	(名) ヒフミ ヒフミ	⑩ 出産年月日	9.令和	0	4	1	1	1	5					
	⑪ 備 考															

出産（予定）日・産前産後休業終了（予定）日を変更する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 変更	⑬ 変更後の出産（予定）年月日	9.令和						⑭ 変更後の出産種別	0. 単胎 1. 多胎	※出産予定の子の人数が2人（双子）以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください。			
	⑮ 産前産後休業開始年月日	9.令和						⑯ 産前産後休業終了予定年月日	9.令和				

予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑰ 産前産後休業終了年月日	9.令和	0	4	1	2	2	0	産休終了日を繰り上げた場合記入。この日の翌日以降に提出。
-------	---------------	------	---	---	---	---	---	---	------------------------------

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』（当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄に記入）を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日が変わります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』（当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄に記入）を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

1. 適用関係

産前産後休業終了時報酬月額変更届

様式コード
2 2 2 3

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

産前産後休業終了時報酬月額変更届
70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	1 0 1	3桁または4桁の記号を記入	受付印	
	事業所所在地	〒 359 - 0037 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1			
	事業所名称	〇〇〇〇 株式会社			
	事業主氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇			
	電話番号	〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇			
社会保険労務士記載欄 氏 名 等					

申出者署名欄	産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2)		令和 年 月 日
	日本年金機構理事長あて		
	住所	東京都豊島区南池袋1-2-3	被保険者が記入
	氏名	西武 鉄子	電話 03 (7777) 3333

① 被保険者整理番号	12346	② 個人番号 [基礎年金番号]											マイナンバーは記入しないでください
③ 被保険者氏名	西武 鉄子	④ 被保険者生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	0	2	0	7	1	5	年	月	日	
⑤ 子の氏名	西武 一二三	⑥ 子の生年月日	7.平成 9.令和	0	1	0	6	0	5	年	月	日	⑦ 産前産後休業終了年月日 9.令和 0 3 0 7 3 1

被保険者欄	⑦ 欄に記入した日の翌日が属する月から連続する3カ月を記入		⑧ 欄に記入した日の翌日が属する月から連続する3カ月を記入	⑨ 欄に記入した3カ月目の翌月の年月を記入	
	給与計算の基礎日数	8 月 0 日	⑩ 通貨	0 円	
	給与支給月及び報酬月額	9 月 31 日	260,000 円	⑪ 現物	0 円
	10 月 30 日	240,000 円	⑫ 合計	0 円	
	11 月 31 日	260,000 円	⑬ 決定後の標準報酬月額を記入	260 円	
	12 月 31 日	240,000 円	⑭ 総計	5 0 0 0 0 0 円	
	1 月 31 日	260,000 円	⑮ 平均額	2 5 0 0 0 0 円	
	2 月 28 日	240,000 円	⑯ 修正平均額	2 5 0 0 0 0 円	
	3 月 31 日	260,000 円	⑰ 総計を該当月数で割った額を記入 (1円未満切り捨て)	2 5 0 0 0 0 円	
	⑱ 従前標準報酬月額	280 千円	⑲ 昇給降給	1. 昇給 2. 降給	⑳ 週及支払額
⑳ 給与支給日	月末	㉑ 備考	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者 4. パート (特定適用事業所等)	㉒ 産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。	

給与計算の締切日及び給与支払日を記入

報酬月額変更届とは

産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、産前産後休業終了日の翌日から3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。

ただし、産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業等を開始した場合は、この申出はできません。

○ 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育期間中の従前標準報酬月額を超過する場合は、この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『産前産後休業終了時報酬月額変更届』とあわせて、『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。

産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始していたか、あてはまる方に(✓)を記入

開始していません

1. 適用関係

育児休業等保険料免除申出書（開始したとき）

健康保険

育児休業等保険料免除申出書
(新規・延長)/終了届

育児休業新規

令和 年 月 日提出 ← 提出日を記入。

事業所整理記号 1 0 1 ← 保険証の記号を記入(右詰め)。

提出者記入欄

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。
〒 359 - 0037

事業所所在地 **埼玉県所沢市くすのき台1-11-1**

事業所名称 ○○○○株式会社

事業主氏名 代表取締役 ○○○○

電話番号 04 (2926) 3876

受付印

常務理事	事務長	

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

延長・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長 B.終了の必要項目を記入してください。

＜「⑩育児休業等開始年月日」と「⑪育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内の場合＞

・共通記載欄の⑫育児休業等取得日数欄と⑬就業予定日数欄を必ず記入してください。

・同月内に複数回の育児休業を取得した場合は、⑩育児休業等開始年月日欄に「初回の育児休業等開始年月日」を、

⑪育児休業等終了予定年月日欄に「最終回の育児休業等終了予定年月日」を記入のうえ、C.育児等取得内訳を記入してください。

保険証の番号を記入。

共通記載欄（新規申出）	① 被保険者整理番号	12346 ←	② 個人番号 [基礎年金番号]		所属	運輸部 所沢駅管区											
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) セイブ 西武	(名) テツコ 鉄子	④ 被保険者生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	0	2	0	7	1	5	⑤ 被保険者性別	1. 男 2. 女 ←				
	⑥ 養育する子の氏名	(フリガナ) セイブ 西武	(名) ヒツミ 一二三	⑦ 養育する子の生年月日	9.令和	0	4	1	1	1	5	この日以降速やかに提出。育休開始日の月末までが原則、遅くても翌月末までに提出。					
	⑧ 区分	1. 実子 2. その他 ※「2.その他」の場合は、⑨養育開始年月(実子以外)も記入してください。	⑨ 養育開始年月日(実子以外)	9.令和													
	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	5	0	1	1	1	⑪ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和	0	5	1	1	4	新規申請は子の1歳の誕生日の前日まで。	
	⑫ 育児休業等取得日数 ※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内の場合のみ記入してください。	⑬ 就業予定日数 ※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内の場合のみ記入してください。	⑭ ババママ育児プラス該当区分 □ 該当 □ 該当	⑮ 備考													

終了予定日を延長する場合

※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長	⑫ 育児休業等終了（予定）年月日(変更後)	9.令和						
-------	-----------------------	------	--	--	--	--	--	--

※延長後の「⑩育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が「⑩育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑮変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

⑮ 変更後の育児休業等取得日数	
-----------------	--

予定より早く育児休業を終了した場合

※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑫ 育児休業等終了年月日	9.令和						
-------	--------------	------	--	--	--	--	--	--

※「⑩育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑮変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

⑮ 変更後の育児休業等取得日数	
-----------------	--

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育児等取得内訳	1	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和						2	⑪ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和						3	⑫ 育児休業等取得日数		4	⑬ 就業予定日数	
	2	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和						2	⑪ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和						3	⑫ 育児休業等取得日数		4	⑬ 就業予定日数	
	3	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和						3	⑪ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和						4	⑫ 育児休業等取得日数		5	⑬ 就業予定日数	
	4	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和						4	⑪ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和						5	⑫ 育児休業等取得日数		6	⑬ 就業予定日数	

1. 適用関係

育児休業等保険料免除申出書（開始したとき）～分割取得

健康保険

育児休業等保険料免除申出書
(新規・延長)/終了届

育児休業新規（分割取得）

令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所 整理記号	1 0 1	事業所 所在地	〒 359 - 0037	事業所 名称	〇〇〇〇株式会社	事業主 氏名	代表取締役 〇〇〇〇	電話番号	04 (2926) 3876
-------------	-------	------------	--------------	-----------	----------	-----------	------------	------	----------------

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。
〒 359 - 0037
埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

その月に取得する最後の
育児等の届出時にまとめて
提出。育児等の終了後
1か月以内に申出書を提出
する場合は遅延理由書
は不要。

同月内に複数回に分けて育児等
を取得する場合

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。
延長・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長 B.終了の必要項目を記入してください。

＜「⑩育児休業等開始年月日」と「⑪育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内の場合＞

- ・共通記載欄の⑫育児休業等取得日数欄と⑬就業予定日数欄を必ず記入してください。
- ・同月内に複数回の育児休業を取得した場合は、⑩育児休業等開始年月日欄に、初回の育児休業等開始年月日を、
⑪育児休業等終了予定年月日欄に最終回の育児休業等終了予定年月日を記入のうえ、C.育児等取得内訳を記入してください。

保険証の番号を記入。

共通記載欄（新規申出）

① 被保険者 整理番号	12346	② 個人番号 [基礎年金番号]	12345678901234567890	所属	運輸部	所沢駅管区	⑤ 昭和 7.平成 9.令和	6 1 0 7 1 1	⑥ 被保険者 氏名	西武 太郎	⑦ 養育する 子の氏名	西武 五郎	⑧ 区分	1.実子 2.その他	⑨ 養育開始年月 (実子以外)	9.令和	0 4 1 0 0 1	⑩ 育児休業等 開始年月日	9.令和	0 4 1 0 0 3	⑪ 育児休業等 終了（予定） 年月日	9.令和	0 4 1 0 2 8	⑫ 育児休業等 取得日数	2 0	⑬ 就業予定日数	0 2	⑭ バイマ育休プラス該当区分	□ 該当	⑮ 出生時育休(産後パパ育休)期間中 に労働者と事業主の間で事前に調 整して就業を行う場合、その日数を 記入。 就業日数の計算方法 ・日単位の場合その日数 ・時間単位の場合その時間合計を1 日の所定労働時間で割った数(1未 満切捨て) を記入。
----------------	-------	--------------------	----------------------	----	-----	-------	----------------------	-------------	--------------	-------	----------------	-------	------	---------------	--------------------	------	-------------	------------------	------	-------------	--------------------------	------	-------------	-----------------	-----	----------	-----	----------------	------	---

育児等取得年月日には同
月内の最初に取得した育
休等の開始年月日を記入。
育児等終了(予定)年月日
には同月内の最後に取
得した育児等の終了年月
日を記入。
育児等の開始年月日と終了年月日
の翌日が同月内の場合、育児等の
日数を記入。
・就業予定日数は算入されない
・土日等勤務に服さない日も含め
14日以上の日数が必要。
・同月内に複数回の育児等を取
得する場合、合算した日数を記入。

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長	⑮ 育児休業等終了 (予定) 年月日 (変更後)	9.令和	年	月	日	※延長後の「⑪育児休業等終了（予定）年 月日の翌日」が「⑩育児休業開始年月日」と同 月内の場合は、⑮変更後の育児休業等取得 日数欄も記入してください。
-------	--------------------------------	------	---	---	---	--

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑮ 育児休業等 終了年月日	9.令和	年	月	日	※「⑪育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩ 育児休業開始年月日」と同月内の場合は、 ⑮変更後の育児休業等取得日数欄も記入し てください。
-------	------------------	------	---	---	---	--

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育児等 取得内訳	⑩ 育児休業等 開始年月日	9.令和	年	月	日	⑪ 育児休業等 終了（予定）年月日	9.令和	年	月	日	⑫ 育児休業等 取得日数	9.令和	年	月	日	⑬ 就業予定日数	9.令和	年	月	日	⑭ 出生時育休(産後パパ育休)期間中 に労働者と事業主の間で事前に調 整して就業を行う場合、その日数を 記入。 就業日数の計算方法 ・日単位の場合その日数 ・時間単位の場合その時間合計を1 日の所定労働時間で割った数(1未 満切捨て) を記入。
	1	9.令和	0	4	1	0	0	3	9.令和	0	4	1	0	1	2	0	8	0	2		
	2	9.令和	0	4	1	0	1	7	9.令和	0	4	1	0	2	8	1	2	0	0		
	3	9.令和							9.令和												
	4	9.令和							9.令和												

1. 適用関係

育児休業等保険料免除申出書（延長するとき）

健康保険

育児休業等保険料免除申出書
(新規・延長) / 終了届

育児休業延長

令和 年 月 日 提出

提出日を記入。

保険証の記号を記入
(右詰め)。

事業所整理記号: 1 0 1

事業所所在地: 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

事業所名称: ○○○○株式会社

事業主氏名: 代表取締役 ○○○○

電話番号: 04 (2926) 3876

受付印

常務理事	事務長	

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

延長・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長 B.終了の必要項目を

保険証の番号を記入。

《「⑩育児休業等開始年月日」と「⑪育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内の場合》

・共通記載欄の⑩育児休業等取得日数欄と⑪就業予定日数欄を必ず記入してください。

・同月内に複数回の育児休業を取得した場合は、⑩育児休業等開始年月日欄に、初回の育児休業等開始年月日を、

⑪育児休業等終了予定年月日欄に最終回の育児休業等終了予定年月日を記入のうえ、C.育児等取得内訳を記入してください。

共通記載欄（新規申出）	① 被保険者整理番号	12346		② 個人番号 [基礎年金番号]	所属		運輸部 所沢駅管区									
	③ 被保険者氏名	セイブ テツコ (氏名) 西武 鉄子		④ 被保険者生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和		0	2	0	7	1	5	⑤ 被保険者性別	1. 男 2. 女		
	⑥ 養育する子の氏名	セイブ ヒロミ (氏名) 西武 一二三		⑦ 養育する子の生年月日	9.令和		0	4	1	1	1	5				
	⑧ 区分	1. 実子 2. その他		⑨ 養育開始年月日 (実子以外)	9.令和											
	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和 0 5 0 1 1 1		⑪ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和 0 5 1 1 1 4											
⑫ 育児休業等取得日数				⑬ 就業予定日数				⑭ パパママ育児プラス該当区分				⑮ 備考				

終了予定日を延長する場合

※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長	⑯ 育児休業等終了（予定）年月日 (変更後)	9.令和	0	6	0	5	1	4
-------	---------------------------	------	---	---	---	---	---	---

※延長後の「⑯育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑯変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

この日の翌日以降速やかに提出。延長を開始した月の月末までに提出が原則。遅くとも翌月末までに提出。

予定より早く育児休業を終了した場合

※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑯ 育児休業等終了年月日	9.令和						
-------	--------------	------	--	--	--	--	--	--

※「⑯育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑯変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

1度の延長届で申請できるのは最大6か月。

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育児等取得内訳	1	⑲ 育児休業等開始年月日	9.令和					⑳ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和					㉑ 育児休業等取得日数		㉒ 就業予定日数	
	2	㉓ 育児休業等開始年月日	9.令和					㉔ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和					㉕ 育児休業等取得日数		㉖ 就業予定日数	
	3	㉗ 育児休業等開始年月日	9.令和					㉘ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和					㉙ 育児休業等取得日数		㉚ 就業予定日数	
	4	㉛ 育児休業等開始年月日	9.令和					㉜ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和					㉝ 育児休業等取得日数		㉞ 就業予定日数	

1. 適用関係

育児休業等保険料免除申出書（予定より早く終了するとき）

健康保険

育児休業等保険料免除申出書 (新規・延長)/終了届

育児休業日繰り上げ

令和 年 月 日 提出 ← 提出日を記入。

保険証の記号を記入
(右詰め)。

提出者記入欄

事業所整理記号: 1 0 1

事業所所在地: 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

事業所名称: ○○○○株式会社

事業主氏名: 代表取締役 ○○○○

電話番号: 04 (2926) 3876

受付印

常務理事	事務長	

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

延長・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長 B.終了の必要項目を記入

＜「⑩育児休業等開始年月日」と「⑪育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内の場合＞

- ・共通記載欄の⑫育児休業等取得日数欄と⑬就業予定日数欄を必ず記入してください。
- ・同月内に複数回の育児休業を取得した場合は、⑩育児休業等開始年月日欄に、初回の育児休業等開始年月日を、⑪育児休業等終了予定年月日欄に最終回の育児休業等終了予定年月日を記入のうえ、C.育児等取得内訳を記入してください。

共通記載欄（新規・延長・終了）

① 被保険者整理番号	12346	② 個人番号 [基礎年金番号]	所属	運輸部 所沢駅管区										
③ 被保険者氏名	セイブ 西武	テツコ 鉄子	④ 被保険者生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	0	2	0	7	1	5	⑤ 被保険者性別	1. 男 2. 女		
⑥ 養育する子の氏名	セイブ 西武	ヒフミ 一二三	⑦ 養育する子の生年月日	9.令和	0	4	1	1	1	5				
⑧ 区分	1. 実子 2. その他 ※「2.その他」の場合は、⑨養育開始年月（実子以外）も記入してください。		⑨ 養育開始年月日（実子以外）	9.令和										
⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	5	0	1	1	1	⑪ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和	0	5	1	1	4
⑫ 育児休業等取得日数			⑬ 就業予定日数			⑭ バイマ育休プラス該当区分		□ 該当		⑮ 備考				

健保に提出してある育児休業終了予定日を記入(延長届を出してある場合は延長届で申請した日付)。

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長

⑯ 育児休業等終了（予定）年月日（変更後）

9.令和 年 月 日

※延長後の「⑯育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑯変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

⑯ 変更後の育児休業等取得日数

終了予定日から繰り上げて終了させる日。この日の翌日以降速やかに提出。原則終了日の月の末日までに提出。遅くても終了日の翌月までに提出。

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了

⑯ 育児休業等終了年月日

9.令和 年 月 日

※「⑩育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑯変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

⑯ 変更後の育児休業等取得日数

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育児等取得内訳	1	2	3	4
⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和 年 月 日	9.令和 年 月 日	9.令和 年 月 日	9.令和 年 月 日
⑪ 育児休業等終了（予定）年月日	9.令和 年 月 日	9.令和 年 月 日	9.令和 年 月 日	9.令和 年 月 日
⑫ 育児休業等取得日数				
⑬ 就業予定日数				

1. 適用関係

育児休業等終了時報酬月額変更届

様式コード		健康保険 厚生年金保険 厚生年金保険		育児休業等終了時報酬月額変更届 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届		
2222						
令和 年 月 日提出						
提出者記入欄	事業所整理記号	101		3桁または4桁の記号を記入		
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 359 - 0037 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1				
	事業所名称	〇〇〇〇 株式会社				
	事業主氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇				
	電話番号	〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇				
申出者署名欄	育児休業等を終了した際の標準報酬月額の設定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条)					
	令和 年 月 日					
	日本年金機構理事長あて					
	住所	東京都豊島区南池袋1-2-3		被保険者が記入		
	氏名	西武 鉄子		電話 03 (7777) 3333		
被保険者欄	① 被保険者整理番号	12346	② 個人番号 [基礎年金番号]			マイナンバーは記入しないでください
	③ 被保険者氏名	西武 鉄子	④ 被保険者生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和	0 2 0 7 1 5	
	⑤ 子の氏名	西武 鉄子	⑥ 子の生年月日	7.平成 9.令和	0 2 0 6 0 5	
	⑦ 育児休業等終了年月日	9.令和	0 3 0 6 0 4			
	⑧ 給与計算の基礎日数	6 0 日	⑨ 通貨	0 円	⑩ 現物	0 円
	⑪ 給与及び報酬月額	7 26 日	252,000 円	⑫ 合計	0 円	決定後の標準報酬月額を記入 260
	⑬ 従前標準報酬月額	8 31 日	275,000 円	⑭ 平均額	252,000 円	263,500 円
	⑮ 給与締切日・支払日	月末 15 日	⑯ 備考	1. 昇給 2. 降給 3. 選 及 支払額	275,000 円	総計を該当月数で割った額を記入 (1円未満切り捨て)
	⑰ 給与計算の締切日及び給与支払日を記入	月末 15 日	⑱ 備考	1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者 4. パート	2 年 9 月	⑲欄に記入した3カ月目の翌月の年月を記入
	⑳ 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて前産後休業を開始していませんか。	☒ 開始していません				

○ 育児休業等終了時報酬月額変更届とは

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準ずる休業）終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、育児休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。この申出はできません。

○ 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の従前標準報酬月額を用いることができますので、『育児休業等終了時報酬月額変更届』とあわせて、『養育期間標準報酬月額特例申出書』を提出してください。